

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年2月13日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月29日から同年3月20日まで縦覧に供する。

平成20年2月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 買田南畑地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 古作谷西池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小池内池地区	〃
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東部地区	〃